

第1 行政組織・定員適正化

1 効率的な組織の検討について

(1) 方針

組織の簡素化、市民に分かりやすい行政組織を目指すとともに、職員の育成を進める。

(2) 検討事項及び検討結果

ア 公共施設等総合管理計画の所管課について

公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するための公共施設等総合管理計画の策定のため、次のように方向性を示すこととした。

- (ア) 新たな課は設置せず、既存の課において担当するのが適当である。
- (イ) 全公共施設等の情報を所管することとなるため、平成27年度当初からの設置に向け、適正な体制づくり（班等）を検討すべきである。
- (ウ) 平成28年度まで計画策定の経費についての特別交付税措置があるため、速やかに対応すべきである。

イ 学校建設室の改称と営繕課の設置について

学校建設室を改称し、所掌事務を保育所や社会体育施設などの耐震化等まで拡大すること、及び市長部局での営繕課について検討し、次のように方向性を示すこととした。

- (ア) 「学校建設室」を改称し所掌事務を拡大するとともに、適正な人員の配置を行い、当分の間教育委員会所管施設の管理を担当していくことが望ましい。
- (イ) 市長部局所管の施設については、今後メンテナンスの重要性が増すことから、将来的には教育委員会の施設担当課を市営繕課へ移行することも視野に入れながら検討することが望ましい。

ウ 検査体制について

現在検査課職員は2名体制であるが、各課に兼任の検査員を配置して、所属以外の課における検査の際に検査課職員と2名で検査を行う体制について検討し、次のように方向性を示すこととした。

- (ア) 各課職員への任命は、現在の業務の状況では、負担になると思われたため、現行の検査課職員での対応が妥当である。
- (イ) 検査の集中を避けるため、工期の終期の分散化を検討すべきである。
- (ウ) 検査対象工事の基準額の改正について、県内自治体の状況も考慮しつつ、検討すべきである。

エ 砺波郷土資料館の移転について

砺波チューリップ公園再整備に関する意見書において、機能移転が提案されており、移転について検討し、次のように方向性を示すこととした。

(ア) 移動場所については、散居村ミュージアムとすることが、情報発信、事務管理等の点からも望ましい。

(イ) 資料の収蔵管理のための施設整備が必要であり、財源確保について検討すべきである。

2 定員適正化計画の検証

定員適正化計画（後期計画）について、平成27年4月をもって6年間の計画期間が終了することから、進捗状況について検証した。

(1) 平成21年4月1日を基準とした定員適正化計画（後期計画）では、平成27年4月までの6年間で新たに40人の削減を目標としており、平成26年4月現在42人の減となっており、当初目標は達成しているところである。

(2) 事務職員については、職員数は決して多くはなく、地方分権により業務が増えてきていることもあり、今後とも類似団体の動向も考慮しながら、適正な職員配置を検討していく必要がある。

(3) 技能労務職員については、退職不補充の方針を継続し、業務の外部委託、嘱託・臨時職員化などにより、今後も人員の削減をはかっていく必要がある。

(4) 定員管理調査で大幅な超過となっている保育所、幼稚園については民営化も含め、一層の人員の削減に努める必要がある。

3 職員提案事項

事務改善に関する職員提案のうち、行政組織・定員適正化に関する提案をそれぞれ改善実施の有無、実施時期、担当などを検討した。

(1) 組織・人事に関する提案 16件

- a 職員研修の報告書の庁内公開
- b 給与明細書のペーパーレス化
- c 出勤簿の押印廃止 等

第2 事務事業の整理・効率化

1 方針

類似事業は整理統合し、効率化を進める。

2 使用料等の見直しの検討

消費税率引上げ分の料金転嫁方法及び前回（平成24年4月）の料金改定後に発生した課題などについて検討を行った。

(1) 消費税率の引上げについて（全施設対象）

消費税率の引上げに伴う施設の使用料、入館料等の改定について、国の動向を踏まえ、次のように実施することとする。

ア 料金改定方法

現行料金に110/105を乗じ、10円未満の端数を四捨五入する。

イ 料金改定日

平成27年10月1日とする。

（国における消費税率10%への引上げが平成27年10月1日に実施されない場合、平成26年4月に実施しなかった108/105への料金改定の実施を検討する。）

ウ 対象施設

（ア）使用料・利用料 20施設

（イ）入館料、観覧料等 53施設

(2) 施設利用者減少による料金の見直しについて

ア 現状と課題

3施設について、2年間で1割以上利用者が減少している。

イ 検討結果

利用者の減少は料金改定に起因するものとは考えにくいことから、料金の見直しは行わないこととする。

(3) 冷暖房料金規定の統一化について

ア 現状と課題

利用時間帯使用料の30%の額にすることを基準としているが、3施設について1時間当たりの冷暖房料金を定めている。

イ 検討結果

前回改定時に短時間利用者へ配慮したものであり、当面、現行の規定通り運用することとする。

(4) 営利目的使用規定の統一化について

ア 現状と課題

利用時間帯使用料の100%の額を加算することを基準としているが、5施設について規定を定めていない。

イ 検討結果

該当施設の営利目的利用は今後も想定されにくいいため、当面、規定は設けないこととする。

(5) 超過料金規定の統一化について

ア 現状と課題

1時間につき、利用時間帯使用料の30%の額を加算することを基準としているが、7施設について、次の利用時間帯の使用料を徴収している。

イ 検討結果

該当施設は、時間帯ごとの利用が多いことから、施設利用の効率を高めるため、超過料金規定は設けないこととし、当面は現行の超過料金規定とする。

(6) 施設の料金設定等に係る継続的な見直しについて

今後、公の施設に関する使用料、入館料等の設定基準及び算出方法を定めることとし、また、県内の類似施設の状況も踏まえ、概ね3年から5年ごとにその見直しを検討すべきである。

3 効率的な契約方法の検討

(1) 複数年契約について

保守、点検等年間を通じて行っている業務のうち単年度契約となっているものについては、業務効率の向上及び事務の簡素化を図る観点から、各所管課において実施可能なものから順次長期継続契約とすることとする。

(2) 同一委託業務の一括契約について

各施設における警備業務、消防設備点検業務等の同一業務について、現在、財政課で可能な範囲で一括契約を行っており、一定の事務の軽減は図られているが、引き続き、より効率的な一括契約を進めることとする。

(3) 契約書の作成を省略できる基準の見直しについて

事務処理の更なる効率化のため、県内他市の状況を踏まえ、契約書の作成を省略できる契約金額基準を30万円未満から50万円未満までに引き上げることとする。

第3 事務改善

(1) 方針

- ①民間でできることは民間で②市民サービスの向上③費用対効果
- ④取り組み時期の観点 から改革・事務改善を検討する。

(2) 検討事項及び検討結果

ア 新たな職員提案の募集及び検討

行政改革・事務改善に関する提案の自由提案に追加して、課題提案として「連携サービスの提案」及び「受益者負担の検討」を募集したところ、合計78件の提案があった。

このうち行政組織・定員適正化に関する提案16件（第1専門部会担任）を除いた62件について、実施の有無、実施時期及び担当課など検討し、次のようにまとめた。

- (ア) 今年度から取り組むもの 11件
 - a 補助金様式計算シートの作成
 - b 公用車駐車場の集中化による来客利便の向上 など

- (イ) 担当課等の検討・調査後、平成27年度中の実施に向け取り組むもの 7件
 - a 市立図書館の雑誌スポンサー制度の導入
 - b 電力量のグラフ化と公表による省エネ意識向上 など

- (ウ) 今後引き続き担当課等において検討するもの 16件
 - a 優良被保険者制度による健康意識向上
 - b Facebook、砺波コンシェルジュによる情報発信の導入 など

- (エ) 実施済のもの 7件

- (オ) 実施しないもの 21件